



## TOPICS

# TPP／FTA時代に向けた 企業戦略と対応のポイント [第2回]

割石真仁

株式会社クニエ  
シニアコンサルタント  
公認会計士

FTAへの対応如何が、企業の関税コスト、ひいては企業の海外戦略に影響すること、また、日米の参加するTPPの締結・発効後は、その影響がますます大きくなる見通しであることは前回に述べた。今回は、FTAへの業務対応の核となる、原産地証明について述べる(なお本文では、TPPを含めたすべてのFTAを指す場合には一律、FTAと記載している)。

FTA締結国間のすべての輸出入について、無条件に関税が撤廃・削減されるわけではない。輸出において生産された産品であることを証明する、特定原産地証明書が必要になる。特定原産地証明書は、輸出国の指定機関(日本場合は日本商工会議所等)において発給され、この証明書を輸入国の政府当局に提出することによって、FTAで定めた特惠税率の適用が受けられる(図1を参照)。しかし、特に工業製品の場合、原材料レベルからすべて国内で生産されること(完全生産品と呼ばれる)は稀であるため、非原産材料を用いて生産した産品に関しても、一定の基準をもって原産性が認められる。基準は各FTAにおいて具体的に決められているが、大別すると、「付加価値基準」「関税番号変更基準」「加工工程基

準」の三つがあり、前二者のいずれかにより判定されるものが多い。

「付加価値基準」は、図2に示すように、原産材料費や労務費など国内で発生した付加価値が、産品の価額に対して占める割合(原産資格割合と呼ばれる)が、一定の水準以上であるか否かによる。原産性を判定する基準である。また、「関税番号変更基準」は、使用した原材料と生産した産品の関税番号(HSコード)を、所定の桁数で比較することにより、原産性を判定する基準である。ここで、ポイントとして挙げたいのは、次の三点である。

- (1) いずれの基準による場合でも、原産性の確認は企業自身が行うこと。
- (2) その結果を第三者に対しても示せるよう、所定の書類を作成保存しておく必要があること。
- (3) 業務担当者、責任者を育成し、組織を編成する必要があること。

### (1) 原産性の確認

「付加価値基準」は、原材料の調達先や調達価格、為替の変動などに影響を受けてしまったため、定期

的に原産性を確認しなければならない。確認にあたっては、さまざまな数値情報が必要となるが、購入価格や製造原価といった原価データや、為替データなど、その多くは会計数値であるため、経理財務部門からの情報提供が必須となる。また、FTAによっては、非原産材料として仕入れたものでも、原産部分が含まれている場合、原産性を認識してよいルールもある(トレーシングと呼ばれる)。よって、原産性をより正しく把握するには、サプライヤを含め多層的に管理していく必要がある。有効な管理を行う上では、システムの導入や改修の検討が必要になる場合が多いが、こうした対応のイニシアチブをとる役割も、経理財務部門に期待されるところではないだろうか。

一方の「関税番号変更基準」は、使用する原材料が変更されない限り原産性が維持できる。そのため、原材料構成に変化のない産品に適用している。しかし、使用する原材料の種類が多い場合、初期対応に時間を要するため、「付加価値基準」による原産性確認が行われることもある。

両基準は、FTAによっては選択適用が認められているものもあるので、その場合、品目により両基準を使い分けることが有効である。

## (2) 原産性証明書類の作成・保存

経済産業省が、作成・保存すべき書類のガイドラインを示している(図3)。総部品表や生産指図書など、通常の製造過程において作成される書類も含まれる。一方で、「付加価値基準」であれば、原産資格割合を示す計算ワークシート、「関税番号変更基準」であれば、製品と使用した材料・部品との対比表などは、FTAへの対応のために新たに求められる書類である。一連の書類は、特定原産地証明書発給申請にあたっての提出義務はない。しかし、当局からの報告要請あるいは実地検査を受ける場合があり、虚偽の申請が発覚すると、罰則が設けられている上、何より社会における企業イメージを失墜させてしまう。

現在、日本が締結しているほとんどのFTAでは、日本商工会議所等、第三者により証明書が発行される(第三者証明制度)が、TPPの場合、企業自ら証明書を作成する完全自己証明制度が採用される可能性がある。企業にとっては、コンプライアンスに係る企業内ルールの徹底と意識向上が求められる。

## (3) 人材育成と組織編成

原産地証明にあたっては、上述したように会計数値が多く使用されることや、FTAの規則に従った各種手続が必要となることから、企業では、物流部門のほか経理財務部門や法務部門を中心として、担当する人材を育成せねばならない。一方、企業全体としてFTAを戦略的に活用してい

くためには、グループ全体を統括する組織も必要とされるだろう。

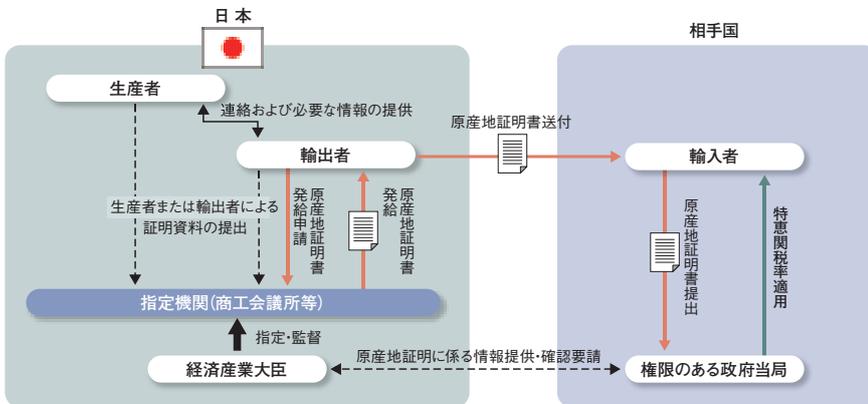
また、原産地証明制度には、上述の第三者証明制度、完全自己証明制度の他に、認定輸出者自己証明制度がある。これは、政府から認定された輸出者のみが自ら証明書作成を行える制度であるが、認定されるためには、法令業務責任者や統括責任者、原産地証明書作成担当者の配置が、要件のひとつとなっている。日本が締結しているFTAの中でこの制度が採用されているのは、メキシ

コ、スイス、ペルーとのFTAのみであるが、今後、世界的なFTAの利用拡充のため、他のFTAについても制度の見直しが行われる可能性はある。このように、FTAの恩恵を受けるためには、原産地証明業務に係る人材育成およびグループ全体としての組織対応が重要となってくるだろう。

今回は、今回解説した原産地証明の仲介貿易における運用、および、FTAのサプライチェーンへの活用について述べたい。

※株式会社フニはNITデータグループの経営コンサルティング会社です。

図1●日本から輸出する場合の原産地証明書に係る基本的なフロー



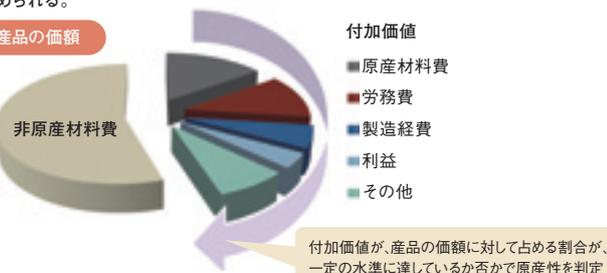
出所:日本貿易振興機構「原産地証明書発給手続きと義務」

図2●付加価値基準

原産資格割合は、以下の式から求められる。

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{付加価値}}{\text{製品の価額}}$$

※円グラフ全体が、製品の価額



出所:東京税関「我が国の原産地規則の概要」より作成

図3●原産性証明のための保存書類の例示

### 「付加価値基準」による場合の保存書類の例示

- (1) 原産資格割合を示す計算ワークシート
- (2) 計算ワークシート上の数字の妥当性を示す資料及び、記載された材料・部品で製造されたことを裏付ける資料(総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、製品在庫記録、各材料・部品の投入記録、非原産材料単価算出資料、製造原価計算表、積み上げるべき原産材料単価や生産コスト等の算出資料 など)
- (3) 原産と扱った材料・部品については、その原産性を示すための根拠となる資料
- (4) 特定原産地証明書発給を受けた輸出製品のインボイスの写し、船積書類、発給された特定原産地証明書の写し

### 「関税番号変更基準」による場合の保存書類の例示

- (1) 製品とその製造に使用した全ての材料・部品との対比表
- (2) 対比表に記載された材料・部品で製造されたことを裏付ける資料(総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録 など)
- (3) 原産と扱った材料・部品については、その原産性を示すための根拠となる資料
- (4) 特定原産地証明書発給を受けた輸出製品のインボイスの写し、船積書類、発給された特定原産地証明書の写し

出所:経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」